

新潟市道路パトロールマニュアル



令和2年4月

1 はじめに

本マニュアルは道路パトロールを実施する際に規範となる道路パトロール実施要領を補完する目的で作成したので、道路パトロール業務を行う上で活用していただきたい。

2 心構え

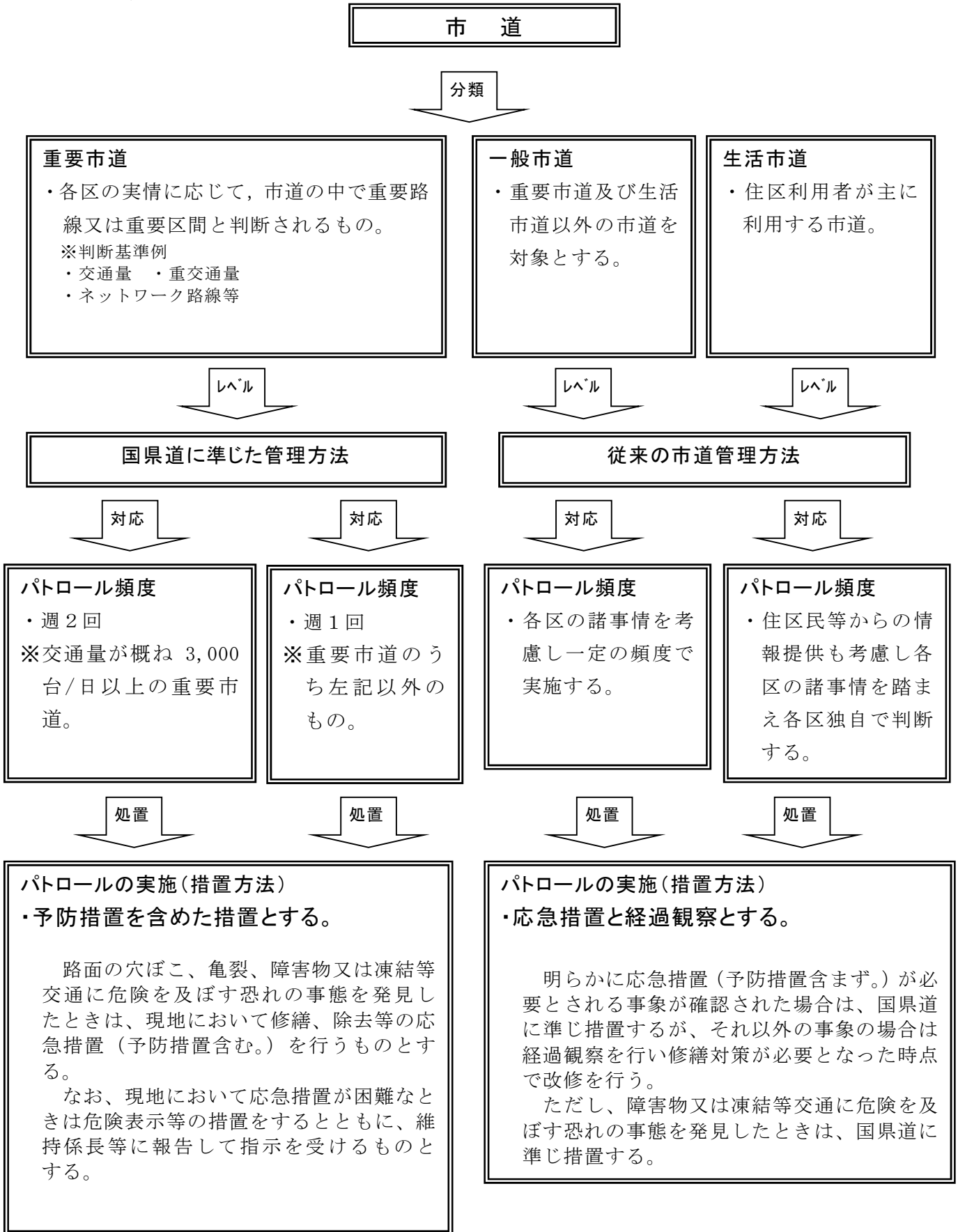
道路施設や交通等に対する問題の有無についての把握は、道路パトロールの主要な要件であり、不具合箇所の見落とし等により発生した事故等は、道路管理者に対し管理瑕疵を問われるので、道路状況について細心の注意を払い観察し、不具合箇所を発見した場合は、道路交通の安全性を確保するため、確実性と迅速性をもって対応する。

3 対象とする路線

新潟市が管理する国道(道路法第13条及び17条)及び県道(道路法第15条及び17条)と、重要市道(4 市道分類・選定の考え方参照)とする。



4 市道分類・選定の考え方



5 点検事項

道路パトロール実施要領に記載された各種パトロール点検事項については、以下の詳細項目を参考にパトロールを実施することとする。

(1) 通常パトロール

ア 「路面・路肩・路側・法面及び構造物の状況」について

アー1 破損、損壊等

- ・路面のポットホール、剥離、陥没、傷、ひびわれ、わだち掘れ等

アー2 落石、崩土等

- ・路面への落石及び崩土等

アー3 路側、路肩の損傷等

- ・路側、路肩に生じた不陸(段差)、沈下、穴、欠壊等

アー4 歩道の損傷等

- ・歩道のポットホール、陥没、ひびわれ、くぼみ、境界・誘導ブロック等の損傷

アー5 区画線の視認不良

- ・区画線の損傷、摩耗、汚れ等

アー6 鋏、チャッタバー等の損傷

- ・鋏、チャッタバーの破損、消失等

アー7 法面の崩壊、落石等

- ・異常気象などによる法面の崩壊、落石及び亀裂等

アー8 法面構造物の破損、損壊

- ・法面にある法枠及び吹付などの損傷、亀裂等

アー9 落石防止施設の損傷

- ・落石防護柵、ネット及びワイヤーなどの損傷、倒壊等

アー10 落石防止施設への土砂等堆積

- ・落石防止施設への土砂などの異常堆積

アー11 排水施設の破損、損壊等

- ・側溝、排水柵、排水溝及びそれらの蓋などの破損、損壊等

アー12 排水施設の堆積等による通水不良

- ・降雨時における側溝、排水柵、排水溝などの通水不良

アー13 中央分離帯、植樹帯等の損傷

- ・中央分離帯、植樹帯を構成するブロックなどの損傷及び機能性の不備等

アー14 立体横断施設の破損、損壊等

- ・立体横断施設の老朽化や異常気象、交通事故などによる破損、損壊等

アー15 橋梁施設の破損、損壊等

- ・橋梁の高欄、地覆の老朽化や異常気象、交通事故などによる破損、損壊等

アー16 トンネルの損傷、漏水等

- ・コンクリート表面のひびわれや剥離などの損傷及び覆面からの異常な漏水等

アー17 非常用施設の損傷等

- ・トンネル等非常用施設(通報装置、非常警報装置、消火設備等)の老朽化や異常気象、交通事故などによる破損、損壊等

イ 「標識・照明・安全施設・植栽等道路付属物の状況」について

イー1 交通安全施設の腐食、破損、損壊等

- ・防護柵、視線誘導標、標識、道路反射鏡などの老朽化による腐食や異常気象、交通事故などによる破損、損壊等

イー2 照明灯の不点、昼間点灯、損傷等

- ・夜間時の照明施設の不点灯、トンネル、洞門などの不点灯、昼間の点灯及び照明施設の損傷不備等

イー3 樹木の枯損、倒木等

- ・道路脇樹木の路面への傾斜、転倒及び枯損木等

イー4 距離標の損傷、視認不良

- ・距離標の老朽化や交通事故などによる破損、消失等

イー5 標識の損傷、視認不良、誤記

- ・標識の老朽化や交通事故などによる破損及び表示内容の誤り等

イー6 情報板の損傷、視認不良、誤記

- ・情報板の老朽化や交通事故などによる破損及び情報提供内容の誤り等

イー7 ラジオ再放送設備の不備

- ・トンネル内ラジオ再放送の情報提供内容の誤り及び不備等

イー8 植樹管理(剪定等)の必要性

- ・植樹帯、環境施設帯などの植栽の繁茂に対する剪定の要否

イー9 除草の必要性

- ・植樹帯、法面、路肩などの草の繁茂に対する除草の要否

ウ 「道路に関する工事の状況」について

ウー1 規制の不備

- ・道路工事に対する交通規制の不備、規制時間の超過等

ウー2 保安施設の不備

- ・工事箇所周辺などに設置されている保安灯、バリケード、コーンなどの設置不備による通行車両の妨げ等

エ 「道路占用及び、道路使用等の状況」について

エー1 占用、承認工事の不備

- ・占用、承認工事に伴う路上駐車や資材搬入などによる交通障害、道路施設の汚損等

エー2 隣接工事の影響

- ・道路隣接工事に伴う路上駐車や資材搬入などによる交通障害、道路施設の汚損等

オ 「道路の交通状況」について

オー1 事故

- ・事故の状況、事故による道路施設の損傷状況等

オー2 通行状況

- ・通行の状況、流れの悪い箇所等、また、その原因把握

オー3 交通障害状況

- ・駐停車による交通障害状況

カ「その他必要な事項」について

カー1 落下物

- ・車両から落下した積荷類、飛ばされてきた看板などの落下物

カー2 清掃の必要性

- ・各種道路施設の排気ガス、粉塵などによる汚れに対する清掃の要否

カー3 ゴミ

- ・路面、植樹帯等に散乱するゴミの除去及び動物の死骸処理

カー4 冠水、積雪、凍結状況

- ・降雨時の路面冠水状況、積雪時の路面積雪量、路面の凍結状況

カー5 大雨、濃霧状況

- ・交通に支障となる大雨、濃霧の状況

カー6 危険箇所状況

- ・過去に災害が発生した箇所や発生の恐れがある箇所、注意を要する箇所などの状況

カー7 不法占用の状況

- ・不法な道路占用、橋梁や高架橋下の不法な使用、用地境界を侵しての不法な使用の等の状況

カー8 苦情・要望等

- ・パトロールに支障の無い範囲での道路利用者及び沿道住民からの苦情、要望等の把握

カー9 その他

- ・ア-1からカー9までの項目以外に道路全般の状態(異常や不備等)や利用状況に関すること

(2) 夜間パトロール

夜間パトロール点検事項に該当する通常パトロール点検事項詳細項目を参考とする。

(3) 定期パトロール

通常パトロールで細部点検が必要と判断された箇所について、通常パトロール点検事項詳細項目を参考に細部点検を行う。また、通常パトロール対象外路線のうち、各区で任意に選定した路線について、年1回程度パトロールを実施する。

(4) 休日パトロール

通常パトロール点検事項詳細項目を参考に休日パトロール受託者への周知を行う。

6 人員

2名以上の編成により実施する。

ただし夜間パトロール、定期パトロール及び異常時パトロールの際は、必ず維持係長等が乗車することとする。

7 道路パトロール実施計画

毎年、4月1日からの新パトロール体制に支障を生じないよう前年度末までに新年度の実施計画を策定し、新年度当初、土木総務課長が指定する期日(4月中旬頃)までに次の資料を提出すること。

(1) 提出資料

- ① 通常・夜間・定期・休日パトロール走行計画(様式1の1~4)
 - ② 通常・夜間・定期・休日パトロールコース図
白図(2万5千分の1)
 - ③ 通常パトロールの曜日毎パトロールコース図
(パトロールコース図に準じ、縮小図等に午前・午後を色分けし、走行方向に→(矢印)を記入する。)
 - ④ 道路パトロール体制(様式2)
 - ⑤ 前年度道路パトロール所要時間等調査表(様式3の1~4)
 - ⑥ 前年度道路パトロール車年間走行距離(様式4)
- ※A4縦ファイル綴じ(図面袋付)でお願いします。

(2) 記入要領・記入例

① 通常・夜間・定期・休日パトロール走行計画について(様式1の1~4)

ア 路線名

- ・ 一般国道、主要地方道、一般県道、重要市道の順に記入し、路線種別毎に小計を記入する。

イ 管理延長

- ・ 特別に路線でパトロール委託している区間延長を除く管理延長を計上する。
- ・ 4車線以上の区間については、管理延長=区間延長×2とする。
- ・ 最新版の交通センサスの日交通量により、3,000台/日以上、未満の区間に分ける。

ウ 管理走行延長

- ・ 同一日で重複して走行する区間については、1回の走行延長を計上し、それ以外の走行延長は「重複走行延長」に記入する。

ただし、4車線以上の区間で往復する場合は、往路、復路をそれぞれ加算する。

エ 管理以外走行延長

- ・ 「重複走行延長」及びパトロール対象外路線の走行延長を記入する。

オ 走行時間

- ・ 実績等を考慮し、庁舎から出発し、帰庁するまでの予定時間を計上する。

カ 走行速度

- ・ 走行延長÷走行時間

キ 他部署からの乗り入れ、他部署への乗り入れ路線

- ・ 部署間の相互乗り入れ路線を記入する。

ク 管内パトロール延長

- ・ 部署間の相互乗り入れを考慮した、管内のパトロール延長
管理走行延長＋他部署からの乗り入れ路線－他部署への乗り入れ路線

ケ 管内道路管理延長

- ・ 部署内の道路管理延長の合計(国県道の場合は、管内パトロール延長と一致します)

コ 管内道路パトロール率

- ・ 管内パトロール延長÷管内道路管理延長

サ 直営・委託の別

- ・ 直営もしくは委託のどちらかに○を記入する。

② パトロールコース図

ア 使用図面

白図(2万5千分の1)

イ 交通量の記入

- ・ 最新版の交通センサス観測点に赤○を付して、日交通量(台/日)を赤引き出しで記入する。(国県道のみとする。)

ウ 交通量による色分け

- ・ 3,000台/日以上 …… 赤
- ・ 3,000台/日未満 …… 黒

エ 各パトロールコース色分け

- ・ 曜日別に次に掲げる色にて添え書き実線で表示し、判例を添付する。
なお、管理以外走行区間は破線で記入する。

月曜日パトロール路線	青色
火曜日パトロール路線	紫色
水曜日パトロール路線	桃色
木曜日パトロール路線	緑色
金曜日パトロール路線	橙色

(3) 道路パトロール実施計画策定にあたっての留意事項

① パトロールコースの設定について

- ・ 週1回程度、道路パトロール日誌等の整理や、パトロール業務の研修等が行える時間が設けられるよう、(各コースでメリハリをつけて)走行延長、時間の設定をすること。
- ・ 報告時間、指示時間が不足することがあるコースや、道路パトロール実施要領以上の巡回頻度で回っている区間があるコース等の走行距離・時間を調整し、無理のないコース設定をすること。
- ・ 道路情報モニター、道路情報連絡所等を活用し、道路パトロールの補完に努めること。

② 通常パトロールについて

- ・ 道路パトロールコースは曜日毎に設定し、週単位で道路パトロール実施要領に定められている回数を実施すること。

- ・ 区内の道路パトロール実施要領対象路線の延長が短く週5日必要としない課は、適宜、設定し週単位で定められた回数を実施すること。
ただし、月曜日は休日が多いので月曜日を除いた曜日設定とすること。

- ・ 休日のため、週単位で定められた回数を実施できない場合には、前週のパトロールを実施する際に、特に予防措置に重点をおいたパトロールに努めること。

③ 休日パトロールについて

- ・ 休日パトロールは、原則として三連休以上の連休期間となる場合に、適宜、実施するものとする。

- ・ 対象とする路線は、国県道及び重要市道のうち主要となる路線（著名な施設等で休日に交通量が多い箇所や落石危険箇所等、休日にパトロールの必要な箇所）について、コース設定すること。

また、祭日（主に月曜日）により、通常パトロールの実施頻度が低いと判断される主要な国県道及び重要市道についてもコース設定を策定する際に考慮すること。

8 携行品等

道路パトロール実施要領にはパトロール車に積込む参考携行品のみ記載しているが、本書ではパトロール員が持参すべき携行品も記載しましたので参考としていただき、各担当部署で携行品等チェックリストを作成しパトロール出発前に確認することが望ましい。

また休日パトロール受託者への周知も行う。

- (1) 道路管理資料 …… 管内図・道路パトロール図・道路網図・住宅地図・防災カルテマップ等
- (2) 記録測定器具 …… カメラ・巻尺・ポール・スケール・等
- (3) 保安用具 …… セフティコーン・保安ロープ・信号旗・箒・応急看板・簡易消火器等
- (4) 照明器具 …… 懐中電灯
- (5) 応急処理材料 …… 常温合材・石灰・凍結防止剤・安全施設交換部品・土のう袋・ゴミ袋等
- (6) 工具 …… スコップ・バール・ハンマー・突き固め棒・ペンチ・鎌・鋸・剪定鋏等
- (7) 個人 …… 道路監理員証・筆記用具・ヘルメット・反射チョッキ・軍手・野帳・タオル・雨具・道路パトロール日誌・道路パトロール実施要領・本マニュアル等

9 パトロールの実施時間【例示】

午前の部	8:30 ~	8:40	準備・打合せ等
	8:45 ~	11:30	パトロール実施
	11:30 ~	12:00	パトロール日誌整理
午後の部	13:00 ~	13:10	準備・打合せ等
	13:15 ~	16:30	パトロール実施
	16:30 ~	17:00	パトロール日誌整理

※) 午前10時前後及び午後3時前後に10分程度の休憩を適宜とること。

なお市民から誤解を招くことのないように心がけること。

10 パトロール巡回路

各コースの順路に沿ってパトロールを実施する。

なお同番号のコースを巡回する時は前回と逆順路でパトロールを実施する。

11 緊急措置(パトロール中に確認した案件処理)

(1) 当日中に処理を要するもの …… A案件

- ① パトロール員で処理できるものは現地で処理する。
- ② パトロール員で処理できないものは、建設課に連絡をとり状況を報告し、その指示を受ける。
- ③ 建設課は内容を確認後、現場近くの委託業者に派遣依頼をとる。
- ④ 責任者は、委託業者が現地到着まで待つのか、待たずに出発するのかを判断し、建設課の指示に従う。
- ⑤ パトロール員は現地にいる間、危険防止のため交通整理・危険物の監視、可能な危険物の除去を行う。

※)当日中に処理を要するもの(緊急を要するもの)とは

舗装の陥没(アス穴)や側溝蓋の損傷、土砂、落下物等、道路通行上支障となり、放置すると甚大な被害をもたらすと想定されるもの。

(2) 1～2日中に処理を要するもの …… B案件

パトロール員はコーン等により安全措置を行い、パトロール終了後維持係長等に報告する。

報告を受けた係長等は、現場近くの委託業者に1～2日中に処理が完了するよう依頼する。

(3) 今後監視が必要なもの …… C案件

- ① パトロール日誌に記載して報告する。
- ② 案件によりコーン等により安全措置を行う。

※)パトロール中の作業は、A案件対応を除きパトロールを優先させることとするが、作業を行うことによりパトロールが時間内に終わらないようであれば、パトロール日誌で業者処理もしくは後日処理として報告する。

業者処理もしくは後日処理する案件例 : 視線誘導標の設置・側溝及び柵の清掃などで随時維持係長等と協議する。